

PressRelease

2015.11.13

鉛弾の使用規制強化を求める要望書を提出

(公財) 日本野鳥の会（事務局：東京、会長：柳生博 会員・サポーター数約5万人）は、環境大臣宛に、猛禽類保護の観点から狩猟及び鳥獣害被害対策での銃猟における鉛弾の使用の規制強化を求める要望書を提出しました。

要望事項

- ・狩猟及び鳥獣害対策における鉛弾の使用の禁止をすすめること。
- ・当面、行政が行う指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の放置の場合に限定せず鉛弾の使用を禁止すること。
- ・当面、業として捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲において鉛弾の使用を禁止すること。
- ・保護収容または死体回収された猛禽類の鉛中毒検査の実施を行うこと。

理由

今年の5月から施行されている「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、鳥獣保護管理法という。）では、第2種特定鳥獣管理計画の策定やシカ、イノシシを指定管理鳥獣に指定するなど全国的に捕獲の圧力を高める改定が行われています。また、環境省みずから「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催するなど、狩猟による捕獲を推し進める施策を行ってきています。これらによって、今後全国的に銃猟の増加が想定され、このことは野外に残される鉛弾の全国的な増加を引き起こす可能性があります。北海道では、鉛中毒により死亡するオジロワシ・オオワシが多いことから、平成16年の狩猟期より原則として鉛弾の使用規制を行っており、さらに平成26年よりエゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持を禁止する措置をとっています。一方、国では平成12年より水鳥の鉛中毒防止のために一部地域を鉛散弾使用禁止区域に設定する措置をとっているに過ぎません。

北海道では、2003年に初めてクマタカでも鉛中毒が確認されています。また、本州でも2012年に諏訪市で感電死したクマタカの胃内容物から、大量のシカの毛が確認されています。オジロワシ・オオワシは北海道を中心に生息していますが、クマタカは全国的に生息しており、これらのことは今後銃猟に伴う鉛中毒が全国に拡大する可能性を示唆しています。

鳥獣保護管理法では、捕獲した死体の放置は禁止されていますが、重いシカの死体の場合、利用されない部分が放置されるケースが多いと考えられます。またその場から逃げて、離れた場所で死亡する個体もあり、それらを食べたクマタカなどの猛禽類やクマなどの獣類が、鉛中毒になることが懸念されることから要望するものです。

シカの個体数管理に先進的に取り組んでいる北海道が、鉛弾対策にも先進的に取り組んでいる事例は、生物多様性保全と獣害対策の両立が可能な好事例考えます。国においても積極的な取り組みを求めるものです。

平成26年度オジロワシ傷病個体収容結果

表3 平成12～26年度オジロワシ傷病個体収容結果

年度 (平成)	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	その他	(件)			(羽)
												死体	生体	収容個体数	
12	1	1								12		6	8		14
13	2	1		1			3		1	3		5	6		11
14	1				2	1	6		1	2	2	8	8		16
15	3	2	2			1	2		1			9	2		11
16	2	2	1	2	1		2			2	2	6	8		14
17	5		1	3			1	1	2	2		5	9		14
18	3		3	1	1	1	1	1	3	5		9	9		18
19	8	1	6	2			1		1	2		14	6		20
20	5	2	5	1	1		3		1	5		16	7		23
21	3	2	4	1		1	2			5	1	7	12		19
22	3	2	4		1		2		2	7	3	14	10		24
23	3	3	4	4	1	1	2	2		4	6	9	19		28
24	1	2	3	1	1	2	2		1	2	2	8	9		17
25	6	3	7	1	1		4		3	3	1	15	14		29
26	3	4	3	3	2		1	1	3	2	1	16	6		22
計	49	25	43	22	11	7	32	5	19	56	18	147	133		280

※1 表中のデータは要因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。
 ※2 各要因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の要因が考えられる収容個体があるため。

平成14年度：交通事故と鉛中毒が要因と考えられる収容が1羽
 平成17年度：交通事故と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽
 平成18年度：不明衝突と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽
 平成19年度：鉛中毒と列車事故が要因と考えられる収容が1羽
 平成23年度：風車衝突と鉛暴露、列車事故と鉛暴露が要因と考えられる収容が2羽
 平成26年度：不明衝突と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽
 青森県で発生した風車衝突2件（平成23年度に1件、平成25年度に1件）を含む。
 ※3 平成19年度の「風車衝突」には「風車衝突の疑い」が1件含まれる。
 ※4 「鉛中毒」は血中鉛濃度0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度0.2以上～2ppm未満であったものを示す。
 ※5 「鉛中毒」は血中鉛濃度0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度0.2以上～2ppm未満であったものを示す。
 ※6 「その他」としては、トラパサミ、羅網、食中毒、誤薬中毒、感染症などがある。

平成26年度国内希少野生動植物種シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について

平成 26 年度オオワシ傷病個体収容結果

表 4 平成 12～26 年度オオワシ傷病個体収容結果

年度 (平成)	(件)													(羽)		
	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	その他	死体	生体	収容個体数		
12	1						12				4	1	9	9	18	
13				1	2		7		1		4	1	9	7	16	
14		1		4	1	2	5				2	1	11	5	16	
15				3	2		9		2		2	1	12	7	19	
16	4			1	5		8		3		3	2	14	10	24	
17	3			1	4		1					2	9	2	11	
18	3	3		2	2		2	1	4	1	4	9	9	8	17	
19		3		2			8		2			7	8	15		
20		1			2		7			7		14	2	16		
21	3		1	5		1	1			2		5	8	13		
22	2	2			2		2					8	1	9		
23	2				1	1	5					6	5	11		
24	4	1		1	1	1	2	1	1	1	1	6	6	12		
25	2	4		3	4	1	2		1	6	1	10	14	24		
26	1			2	2		3		2	2		7	5	12		
計	25	15	1	22	28	6	74	2	16	36	15	136	97	233		

※1 表中のデータは要因分析のためのデータが比較的小さなものである。平成12年度からとした。

※2 各要因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の要因が考えられる収容個体があるため。

平成16年度：感電事故と鉛中毒、その他（電線絡まり）と鉛中毒が要因と考えられる収容が計2羽

平成18年度：その他（羅網）と鉛中毒が2例、栄養不足と鉛中毒が要因と考えられる収容が計3羽

平成20年度：感電事故と鉛中毒が要因と考えられる収容が1羽

平成24年度：交通事故と鉛中毒が要因と考えられる収容が1羽

※3 「鉛中毒」は血中鉛濃度 0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度 2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度 0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度 0.2以上～2ppm未満であったものを示す。

※4 「その他」の要因としては、油汚染、羅網、銃撃などがある。

鉛中毒発生状況

総括表(飛来期の集計:10月～翌年9月)
 収容時死亡個体

2008/12/1現在

	H9		H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19	
	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒
オジロワシ	5(3)	3	11(11)	10	7(7)	4	8(8)	3	9(9)	3	9(9)	6	8(8)	1	10(10)	1	6(4)	-	9(8)	-	14(0)	-
オオワシ	21(18)	15	22(22)	16	16(16)	10	19(18)	14	10(10)	8	8(8)	2	15(15)	7	13(13)	3	10(9)	1	8(8)	2	10(2)	2
オオタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2(1)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クマタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2(2)	2	-	-	-	-	-	-	2(2)	1
計	26(21)	18	33(33)	26	23	14	27(26)	17	19(19)	11	19(18)	9	25(25)	10	23(23)	4	16(13)	1	17(16)	2	26(4)	3

※収容数のうち()内は検査実施数
 ※分析は北海道立衛生研究所(試料:肝臓)で実施
 ※鉛中毒の定義:肝臓中鉛濃度1.0ppm以上

収容時生存個体

2008/12/1現在

	H9		H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19	
	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒
オジロワシ															8(6)	1	10(10)	1	6(4)	-	7(4)	1
オオワシ															7(7)	3	3(3)	-	9(7)	-	7(6)	3
オオタカ															-	-	-	-	12(1)	-	7(1)	-
クマタカ															-	-	-	-	10(10)	2	4(1)	-
計															15(13)	4	13(13)	1	37(22)	2	25(12)	4

※収容目的は「衰弱」「負傷」「その他」
 ※収容数のうち()内は検査実施数
 ※分析は北海道立衛生研究所(試料:肝臓)またはワシ類鉛中毒防止ネットワーク(試料:血液)により実施
 ※鉛中毒の定義:肝臓中鉛濃度1.0ppm以上 または 血液中鉛濃度0.6ppm以上

[ホーム](#) (長野県のトップページに戻ります。)

最終更新日：2015年05月27日

『県民ホットライン』 詳細画面

[リスト画面](#)[分野別リスト（農業・林業）へ](#)[月別リスト（2015年04月）へ](#)

農業・林業

- ・シカ猟での鉛弾使用禁止を条例で定めることについて

ご意見（2015年4月27日受付：Eメール）

シカ猟での鉛弾使用を禁ずる事を、条例で定めて下さい、猛禽類が大量に死んでいます。

2015年（平成27年）4月26日の毎日新聞長野版の記事から。

タイトル名、＜希少猛禽類＞感電や鉛中毒の恐れ オオワシなど絶滅危惧

長野県が今年、11年ぶりに改訂した絶滅の恐れがある野生生物の「県版レッドリスト（動物編）」で、鳥類では新たに、県内で越冬するオオワシが絶滅の恐れが最も高い絶滅危惧1A類に、同じくオジロワシが1Aに次ぐ1B類に追加された。

通年で生息するイヌワシは旧版から1A類で、同じく大型のタカのクマタカは1B類。これらの希少猛禽（もうきん）類には、感電事故や鉛中毒の恐れがあることが近年、判明した。食物連鎖による生態系ピラミッドの頂点に立つ彼らの現状を探った。【武田博仁】

1999年から諏訪湖で越冬している20歳のオオワシの雌は「グル」の愛称を持ち、地元野鳥ファンに親しまれている。他のオオワシやオジロワシが飛来することもあるが、湖を縄張りとするグルに追い出されるという。

日本野鳥の会諏訪会長の林正敏さん（71）は「オオワシは冬は諏訪湖に定着している。もしグルがいなくなっても、それに代わるワシが湖を縄張りにするだろう」とみる。

オオワシなどの生息は県内に彼らが過ごせる一定の自然環境がある証拠だが、一方で、生息に脅威となる要因が新たに分かった。

別の深刻な脅威も分かった。採餌による鉛中毒だ。林さんが感電死したクマタカ1羽の胃の未消化物を調べたところ、大量のシカの毛を発見。駆除されたシカを食べたらしいと気づいた。

県内では現在、激増したシカの捕獲が進められており、13年度には全県で約4万頭が捕獲された。だが、銃による駆除には鉛製の銃弾が使われており、撃たれた死骸の多くは山中に放置されている。それを猛

禽類が食べると鉛中毒になる可能性があるという。

実際に北海道では、撃たれたエゾシカを食べたことでオオウシやオジロウシが鉛中毒死する事例が90年代後半から多発、問題化した。道は00年代からシカ猟での、鉛弾使用を禁ずるなど規制を始めたが、順守されておらず、今も中毒死があるという。

回答(2015年5月8日回答)

長野県林務部長の塩原 豊と申します。

「県民ホットライン」にお寄せいただきました、シカ猟での鉛弾使用禁止に関するご提案について、お答えいたします。

このたびご指摘いただきました新聞記事の内容は、私どもも確認いたしております。ご意見は、シカの捕獲に係る鉛弾の影響によって猛禽類が相次いで死んでいるのではないかとご心配されてのことと拝察いたしました。

幸いなことに、長野県において、猛禽類が相次いで死亡するという事例は発生しておりません。

しかしながら猛禽類をはじめとする鳥類の鉛中毒を防ぐことは、豊かな自然環境を有する長野県だからこそ一層重要であると認識しております。

そこで、二ホンシカを捕獲している背景、鉛中毒を防ぐために長野県がこれまで取り組んできたこと、加えてこれから検討していく必要があると考えていることについて、以下整理してお知らせいたします。

<背景>

報道等でご承知のとおり、現在増えすぎた二ホンシカは、農林業へ大きな被害をもたらすことはもちろんのこと、貴重な植物の被食や樹木の皮剥など生物多様性への脅威のひとつとなっています。県では、適正な生息密度に誘導することを目的として、年度毎の捕獲目標数を定めて計画的に取り組んでおり、平成25年度には約3万9千頭の二ホンシカを捕獲しましたが、今後も一定の捕獲を継続することは必要なものと考えております。

具体的な捕獲方法として、近年わなによる捕獲が成果を上げ、捕獲頭数全体のおよそ6割を占めています。銃器による捕獲も依然として有効な手段となっており、鉛弾の使用を全面的に規制するような措置は取っておりません。

<これまでの取組>

捕獲した二ホンシカは、猛禽類などが鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないように、現場に放置せず原則持ち帰ること、これができないやむを得ない場合に限り、現場で埋設処理するよう「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成27年5月29日からは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となります。)に規定されております。

基本的には、まず、これらの対応を適正に行うことにより、生態系への影響は最小限に留めることが可能と考えております。そのため、こうした捕獲個体の処理が適切に行われるよう、今後とも狩猟者の登録の手続きの機会等を捉えて周知徹底を図ってまいります。

また、この法律では、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、水辺域における鉛散弾の使用禁止地域を都道府県が設定することも規定されており、長野県では飯山市の千曲川及び沿岸の一部区域を指定しているところです。

<今後の検討課題>

本県ではこれまで猛禽類に対する鉛中毒の報告事例は受けておりませんが、地形、地質、積雪などの状況によって、持ち帰りや埋設といった捕獲後の適正処理が困難な場合や、捕獲後の行方が確認できなくなってしまう場合などもありうることから、食物連鎖の中では希少猛禽類などへの鉛中毒被害の可能性が完全に

ないと否定はできないものと受け止めています。

また、環境省などでも鉛中毒等の調査を行っておりますが、本州における報告事例は少なく、鉛中毒が疑われる個体の検査事例も少ないという状況です。

そこで県では、ご提案も踏まえ、クマタカなど大型の希少猛禽類の生息環境に鉛の影響が実際にどの程度出ているのか、まずは状況を把握することが必要と考えています。このことは県としても重要な観点であると捉えており、傷病鳥獣として保護収容された個体の血中鉛濃度を測定したり、死亡した猛禽類の肝臓の鉛濃度を分析するなど、実態調査のための方法を県の試験研究機関等と連携しながら検討してまいります。

野生鳥獣対策においては、生態系全体を考慮することが何よりも肝要であると考えております。県内における自然環境や生息状況等の特性も踏まえた上で、皆様からのご意見もお聴きしながら慎重に判断・対応をしてまいりたいと考えておりますので、今後も引き続き、忌憚のないご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

以上、本件への回答とさせていただきますが、回答内容の不明点などがございましたら、森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 室長：宮 宣敏 担当：鳥獣被害対策係までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先：林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 鳥獣被害対策係 電話026-235-7273 メールchoju@pref.nagano.lg.jp】

2015000069

[▲このページのトップへ](#)

お問い合わせ先

このページに関するご質問及びご意見は、[企画振興部広報県民課](#)まで [メール](#) もしくは下記にご連絡ください。

広報県民課 電話：026-235-7110 / Fax：026-235-7026

Copyright Nagano Prefecture All Right Reserved.

2. 捕獲許可基準等

1) 愛玩飼養目的での捕獲の廃止

現行の第 11 次鳥獣保護管理基本指針にあるように愛玩目的の捕獲は廃止すべきであり、鳥獣保護管理法施行規則第 5 条における捕獲の目的から愛玩飼養の目的を削除すべきである。

11 次基本指針より

1-12-4 愛玩飼養の取扱い

自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。また、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、廃止の方向で検討するものとする。

3-4-④ その他特別な事由を目的とする場合

また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。

2) 傷病鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護は法 9 条に基づく捕獲であり、保護のための捕獲若しくは、施行規則第 5 条での公益上の必要があると認められる目的に該当すると考えられる。

一方で、傷病鳥獣の保護（＝捕獲）は、一般市民により行われる場合が多く、その後行政の手に委ねられる場合が相当数に上ると考えられる。また、自ら保護をした傷病鳥獣を自分で飼養しているケースも多いと考えられ、現状でも捕獲の許可と実際の捕獲の関係を継続飼養に関して曖昧な実態にあるといえる。

一方で現在、傷病鳥獣の救護のあり方としてが、以下の対応が検討されている。

「鳥獣の保護」の該当種に係る場合・・・・・・行政の対応

「鳥獣の管理」の該当種又は一般鳥獣に係る場合・・・・・・民間の対応

この対応は、捕獲の許可のあり方や飼養の報告、更新の徹底や個体の追跡・確認が適切に行われないと、違法飼養を助長する恐れが考えられる。

また、一般鳥獣つまり保護対象でも管理対象でもない鳥獣は、行政は関与しないという方向性には疑問を感じる。

傷病鳥獣の取り扱いについては基本的には以下の考え方を基本に置くべきであると

考える。

野生鳥獣は自然のままに生きていくのが本来の姿であり、自然界での出来事は見守ることが基本である。ケガをしていたり弱っていたりする動物を助けたいと思う気持ちは

とても大切な感情であるが、人間が必要以上に干渉することで生態系を乱す危険性もある。一方で希少鳥獣や、人為的な影響を受けてケガをした野生鳥獣に関しては、科学的なデータの収集や保護思想の普及の観点からとりくむ必要がある。

参考 法第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等しようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十二條第一項及び第八十四條第一項第七号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

3) その他

以下の事項に関しても考え方の整理が必要と考える。

- ・法定猟法以外の方法（危険猟法を除く）で、狩猟期間内に、狩猟可能区域であれば狩猟鳥獣を自由に捕獲できる。
- ・上記による狩猟鳥獣の捕獲の場合、飼養許可が不要。

参考（狩猟鳥獣の捕獲等）

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、（略）・環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。

二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

